

放送政策に関する調査研究会 第二次取りまとめ（案）

ヒアリング資料

- ・ **放送の経営基盤の強化関係（第13回会合）**

- (1) 株式会社電通コンサルティング提出資料**

- (2) 株式会社みずほ銀行提出資料**

放送の経営基盤の強靱化のために

制度活用による新たな成長機会の創出

総務省 放送政策に関する調査研究会

2013年10月31日

電通コンサルティング株式会社
ディレクター 森 祐治

1. 放送の経営の強靱化を阻むもの

日本で放送局経営合理化のための制度的対応は十分に行われている

- 自発的に事業の合理化を図るために必要な制度的枠組みは近年充実した
- 事業者には認知されているものの、実施の動機付（効果など）がない
- 雇用問題や経営者・所有者のプライドなどの副次的要因による阻害もある

2. 放送の規制環境は問題にならない

既存チャンネル数の多寡は問題ではなく、利用者視点から評価が重要

- チャンネル数の多寡に関する議論は、経営環境変化への心情的反発でしかない
- 公共機能のひとつとして、利用者便益の減少につながることは望ましくない
- 制度的対応を活かした経営戦略の実施により、成長機会は大きい

3. 放送の経営の強靱化を促進するためのアイデアとして

1局多波化など構造的合理化余地は大きく、活用手続き支援などを期待

- 事業譲渡支援経験から、制度活用を容易にするマニュアルなどの整備が望ましい
- 構造的合理化の利点や期待規模など動機を高める情報の開示が効果的ではないか
- 国内外の成功事例の周知を学識者などが行うなどの間接的な促進があってもよい

4. 改めて放送の「あるべき姿」についての議論を

放送事業の公共的役割に立ち返り、既存事業を基盤とした事業の活性化が望まれる

- 通信の普及で生活者情報消費行動は変化しているが、放送の有効性は依然高い
- 災害時の重要性が再認識される一方、資産活用による成長などが描かれていない
- 番組を用いた地域活性化の中核となるなど新たな放送事業者像が期待されている

放送政策に関する調査研究会 資料

2013年10月31日

みずほ銀行

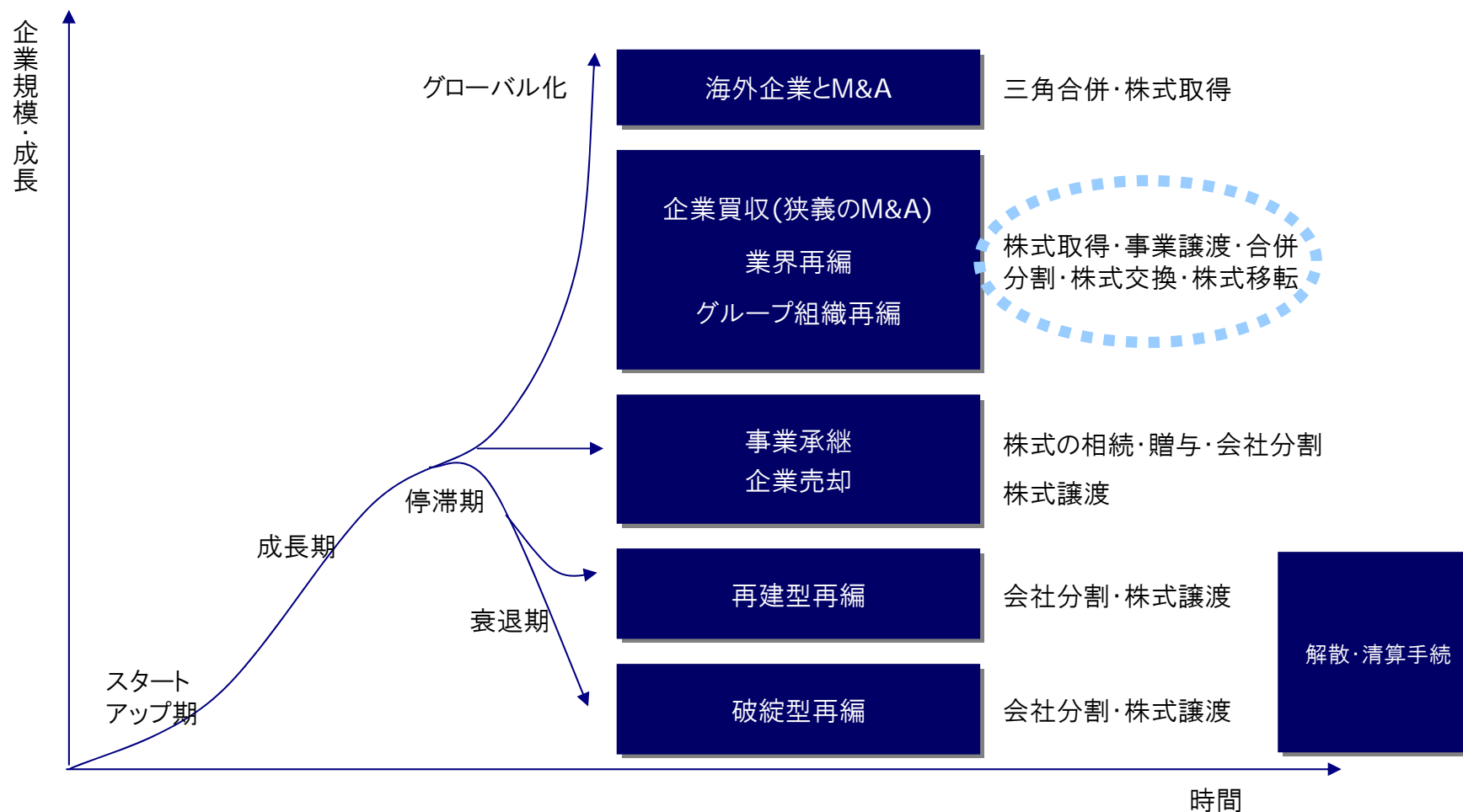
産業調査部

本資料は弊行がその正確性・確実性を保証するものではありません。法務・税務・会計等の詳細は貴社の顧問弁護士・税理士・会計士等の専門家へご確認下さいませ。

組織再編について

組織再編とは

- ▶ 成長戦略上の「事業の多角化」、事業の「選択と集中」、組織の「有効性・効率性確保」、企業の「再生や破綻企業の整理」等の観点から、組織再編を遂行



主な国内経営統合事案^{*1&2}

公表日	業種	統合方法	当事企業 ^{*3}	目的
11.02	鉄鋼	株式交換 合併	-新日本製鐵(5401)、住友金属工業(5405)	-両社の経営資源結集、得意領域の融合と相乗効果創出によるグローバル戦略の更なる加速化 (名実ともに世界トップクラスの総合鉄鋼メーカーを目指す)
11.11	鉄鋼	株式移転	-日新製鋼(5407)、日本金属工業(5479)	-最適生産体制構築、効率的設備投資、スケールメリット追求などによるステンレス事業強化 -ネットワーク相互補完によるグローバル化推進
11.11	金融	株式取得・ 合併・分割	-大阪証券取引所(8697)、東京証券取引所G(非上場)	-グローバル競争を生き残るために、規模の拡大、取扱金融商品多様化、Cost削減等による競争力強化を通じ、流動性の高い効率的な市場を構築
12.01	鉄鋼 機械	合併	-造船事業統合(当事会社の子会社であるユニバーサル造船・IHIマリンユナイテッドの合併) -JFE HD(5411)、IHI(7013)	-設計能力結集による開発力強化や最適生産体制構築 -バランスのとれた競争力&収益力強化を図り、総合力業界Top地位確立と更なる成長戦略の実現を目指す
12.04	金融	株式移転	-きらやか銀行(8520)、仙台銀行(非上場)	-スケールメリットの享受による経営機能効率化の実現 -営業ネットワーク、ノウハウ融合による地域経済&顧客サービスの向上
12.05	建設	合併	-安藤建設(1816)、間組(1719)	-補完性を活かした技術力・営業力などシナジー追求 -事業分野強化&効率化推進 -海外展開、新規事業取り組みへの基盤整備
12.08	非鉄金属	合併	-古河スカイ(5741)、住友軽金属工業(5738)	-経営資源、資産の融合による相乗効果追求 -グローバル化の加速、新規成長、開発分野対応基盤強化
12.11	電気機器 機械	分割	-火力発電システム分野での事業統合(本体事業の分割) -日立製作所(6501)、三菱重工業(7011)	-両社の総合力と技術・製品事業面での相乗・補完効果を最大限引出し、グローバルTopカンパニーを目指す
12.12	不動産	株式移転	-一建設(3268)、飯田産業(8880)、東栄住宅(8875)、タ 外ホーム(8915)、アーネストワン(8895)、アンディホーム (3274)	-中核事業(戸建・マンション分譲)の競争力強化 -成長市場への参入による事業PF拡大 -経営基盤の強化
12.12	食品	株式交換 分割	-コカ・コーラ セントラルJ(2580)、三国コカ・コーラ(2572)、 東京コカ・コーラ(非上場)、利根コカ・コーラ(非上場)	-強固な経営基盤構築 -販売数量等のスケールメリット最大限活用 -ベストプラクティス結集による業務効率化向上

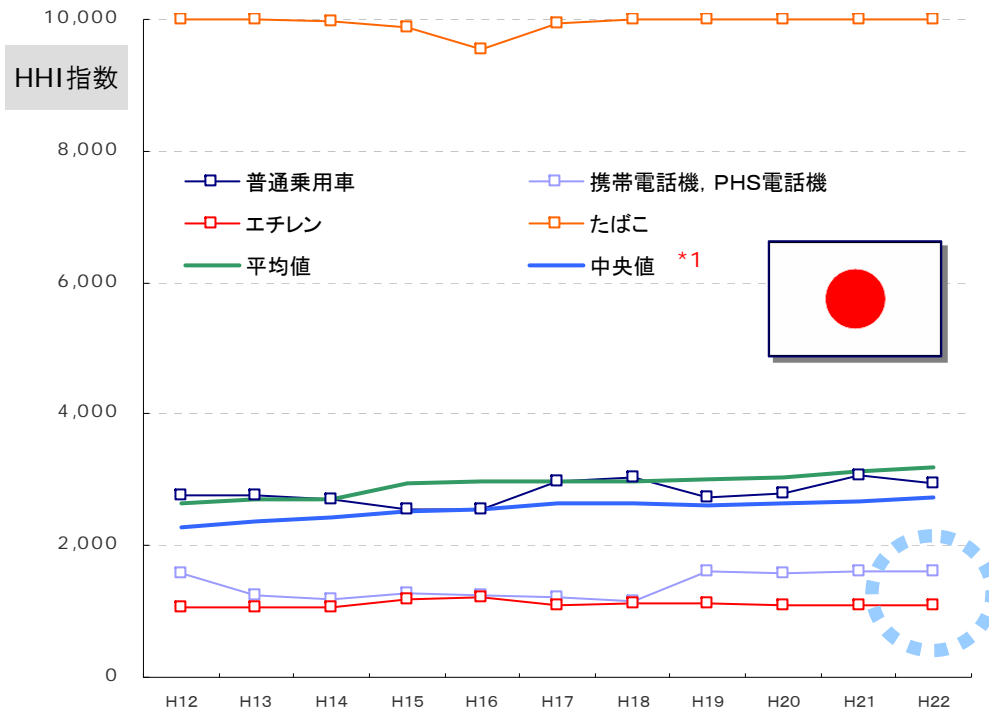
2013年
Copyright © 2013 Mizuho Bank, Ltd

*1 2011.1以降に公表された主な経営統合事案を集計 *2 当事会社に同一の支配株主が存在する所謂G内再編に属するもの、当事会社の一方を他方の当事会社が支配している状態からの経営統合などは集計対象外 *3 ()は証券Code

再編は進んでいるのか？

▶ 我が国の産業構造は、自国市場の同業企業数が多く**国内で消耗戦**をしている可能性

- ハーフインダール・ハシューマン指数推移(日本) -



*1 H12年以降連続してデータ取得が可能な208事業の平均値&中央値

- 日本と韓国の市場規模比較 -

	母国市場規模		母国市場規模/1社	
	Japan 🇯🇵	Korea 🇰🇷	Japan 🇯🇵	Korea 🇰🇷
乗用車	421万台	158万台	トヨタ 他 60万台 《7社》	現代自動車 158万台 《1社》
携帯電話	3,662万台	2,504万台	パナソニック 他 610万台 《6社》	サムソン 他 835万台 《3社》
エチレン	511万トン	464万トン	三井化学 他 51万トン 《10社》	LG化学 他 77万トン 《6社》

日本において再編が進みにくい要因(仮説)

- ▶ 企業の合理的判断では**現在の日本の環境下において構造変化が進みにくい**状況

産業再編の推進上ネックとなる事象		対応策	
		アメ	ムチ
日本の市場規模が 相応に大きい	統廃合コスト負担よりも競合 会社の廃業撤退を待つ判断に	統廃合コスト補助 (税制優遇等)	-
統廃合実施上の外部圧力、 規制等の課題	外部圧力、規制上のネックで 買収・売却に至らない	独占禁止法 の弾力運用	-
競争力が低い企業への支援	競争力が低くとも補助・規制等の 恩恵で事業継続が可能	-	参入・出資規制緩和 補助制度の廃止
外部(株主・規制当局) 圧力が低い	低収益改善取り組みを経営者に 促す圧力が低い	競争力が高い 企業へインセンティブ	規制強化実施 (安全・環境規制他)
競争力ある強者不在	再編ニーズはあるが、 統合を推進する軸が不在	公的機関(産業革新機構等)の活用	

経営統合手法別Pros/Cons

	Pros	Cons
株式取得	<ul style="list-style-type: none"> -迅速な対応が可能 -合併と異なり、被買収企業の独立性維持(人事・労務などの摩擦回避可能) -合併と異なり、労働条件の統合、許認可の再取得が不要 	<ul style="list-style-type: none"> -買収資金が必要(市場買付けの場合、買収資金が高額になる可能性も) -必要な株数が確保できない可能性 -合併対比、経営統合効果創出が限定される可能性 -第三者割当増資の引受→買収の場合、被買収企業の総会特別決議が必要になる場合も(有利発行の場合) -簿外債務(隠れたる瑕疵)が存在する可能性
事業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> -必要な事業のみを取得することが可能 -簿外債務(隠れたる瑕疵)の引継ぎ回避が可能 -事前開示手続き不要につき、迅速な対応が可能 -労働条件などの引継ぎが不要 	<ul style="list-style-type: none"> -事業譲受資金が必要 -許認可・契約などが包括承継されない -従業員の転籍は個別同意が必要 -不動産の場合、移転Cost(登録免許税等)が発生 -税務上の時価課税発生(時価評価益金に課税)
合併	<ul style="list-style-type: none"> -消滅会社の全てを包括承継することから、持株会社や子会社方式の経営統合と比べて、経営の統一、一体化、早期の統合効果創出が可能 -適格合併の場合、税務上簿価移転が可能(時価課税回避) 	<ul style="list-style-type: none"> -包括承継であることから、不要な事業も承継せざるを得ない -従業員の融和、労働条件の統一などの調整に時間と労力を要する -消滅会社の許認可の再取得が必要となる場合が多い -簿外債務(隠れたる瑕疵)が存在する可能性
分割 *1	<ul style="list-style-type: none"> -必要な事業のみ取得することが可能 -事業譲渡と異なり対価に株式の利用が可能 -分割事業に従事する従業員の移転に関して、原則個別同意不要 -事業譲渡比、不動産移転Cost(登録免許税)軽減 -適格分割の場合、税務上簿価移転が可能(時価課税回避) 	<ul style="list-style-type: none"> -分割承継会社の従業員と(分割事業と共に移転する)従業員の融和、労働条件などの調整に時間と労力を要する -許認可が承継されない可能性 -事業譲渡と異なり、手続きに時間を要する可能性 -簿外債務(隠れたる瑕疵)が存在する可能性
株式交換	<ul style="list-style-type: none"> -合併と異なり、被買収企業の独立性維持(人事・労務などの摩擦回避可能) -合併と異なり、労働条件の統合、許認可の再取得が不要 -100%子会社とすることが可能 -株式取得に多額の資金を要しない(株式対価の場合) -適格株式交換の場合、税務上の時価課税回避 	<ul style="list-style-type: none"> -合併対比、経営統合効果創出が限定される可能性 -通常、交換により交付される株式は上場企業の株式に限定
株式移転	<ul style="list-style-type: none"> -合併と異なり、被買収企業の独立性維持(人事・労務などの摩擦回避可能) -合併と異なり、労働条件の統合、許認可の再取得が不要 -適格株式移転の場合、税務上の時価課税回避 	<ul style="list-style-type: none"> -合併対比、経営統合効果創出が限定される可能性

*1 分割と略同様の効果が得られる現物出資は省略

例えば・・・地方銀行の経営統合パターン

▶ 原則、域外→持株会社化、域内→(最終的に)合併

- 域外経営統合 -

- 域内経営統合 -

福岡シティ銀行	2001/12 第三者割当	-福岡シティ銀行(福岡)による長崎銀行(長崎)子会社化 -買収後も長崎銀行は存続	札幌北洋HD	2001/4 共同移転→合併	-北洋&札幌銀行(北海道) -傘下銀行合併(08/10)するもHD維持(12/10廃止)
ほくほくFG	2004/9 単独移転→株交	-北陸銀行(富山)&北海道銀行(北海道)*2	もみじHD	2001/9 共同移転→合併	-広島総合&せとうち銀行(広島)→04年銀行合併(もみじ銀行に) -もみじ銀行がHDを吸収合併(07/4)
YMFG	2006/10 共同移転	-山口銀行(山口)&もみじ銀行(広島)*3	九州親和HD	2002/4 共同移転→合併	-親和&九州銀行(長崎) -傘下銀行合併(03/4)、合併行株をふくおかFGに譲渡・HD廃止(07/10)
ふくおかFG	2007/3 共同移転	-福岡銀行(福岡)&熊本F銀行(熊本)&親和銀行(長崎)*4	西日本シティ銀行	2004/10 吸収合併	-西日本&福岡C(福岡)
フィデアHD	2009/10 共同移転	-荘内銀行(山形)&北都銀行(秋田)	きらやか銀行	2005/10 共同移転→合併	-殖産&山形しあわせ(山形) -傘下銀行合併(07/5)&きらやか銀行がHDを吸収合併(08/10)

*1 赤字企業は合併における存続会社 *2 北陸銀行が単独で株式移転(03/9)した後、株式交換により北海道銀行を完全子会社化

*3 共同移転時は山口銀行ともみじHD(後にもみじHDは消滅) *4 共同移転は福岡&熊本F銀行で実施(後に、親和銀行株を譲受)

例えば・・・地方銀行の経営統合のパターン

- ▶ より早期に固定費削減効果を狙い、最近では域外経営統合で**直接合併するCaseも**

- 域外経営統合 -

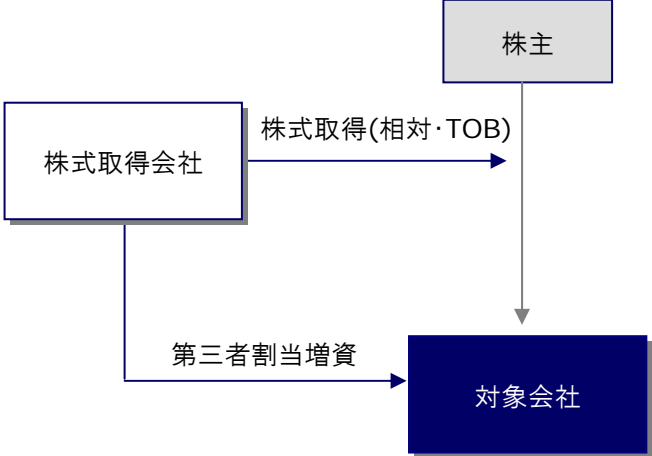
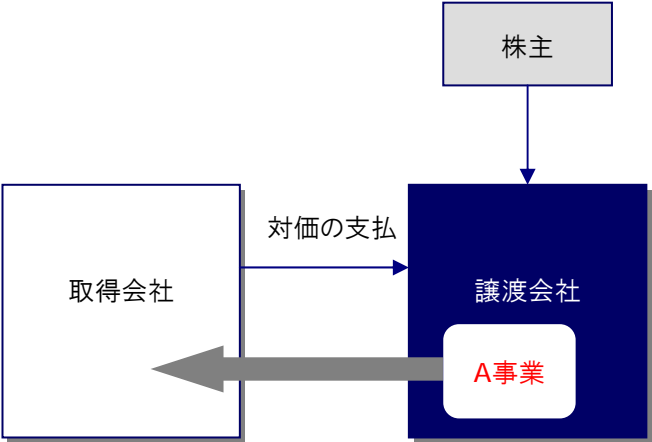
関西アーバン銀行	2010/3 吸収合併	- 関西アーバン銀行(大阪)&びわこ銀行(滋賀)
トモニHD	2010/4 共同移転	- 香川銀行(香川)&徳島銀行(徳島)
じもとHD	2012/10 共同移転	- きらやか銀行(山形)&仙台銀行(宮城) - 当初は11/10統合予定も東日本大震災により延期

- 域内経営統合 -

紀陽HD	2006/2 共同移転→合併	- 紀陽&和歌山銀行(和歌山) - 傘下銀行合併(06/10)するもHD維持(13/10廃止)
池田泉州HD	2009/10 共同移転→合併	- 池田&泉州銀行(大阪) - 傘下銀行合併(10/5)するもHDは維持
筑波銀行	2010/3 吸収合併	- 関東つくば&茨城銀行(茨城) - 関東つくばは03年に関東&つくば銀行(茨城)が合併して設立
十六銀行	2010/12 株交(子会社化)	- 十六&岐阜銀行(岐阜) - 12/9に合併

*1 赤字企業は合併における存続会社

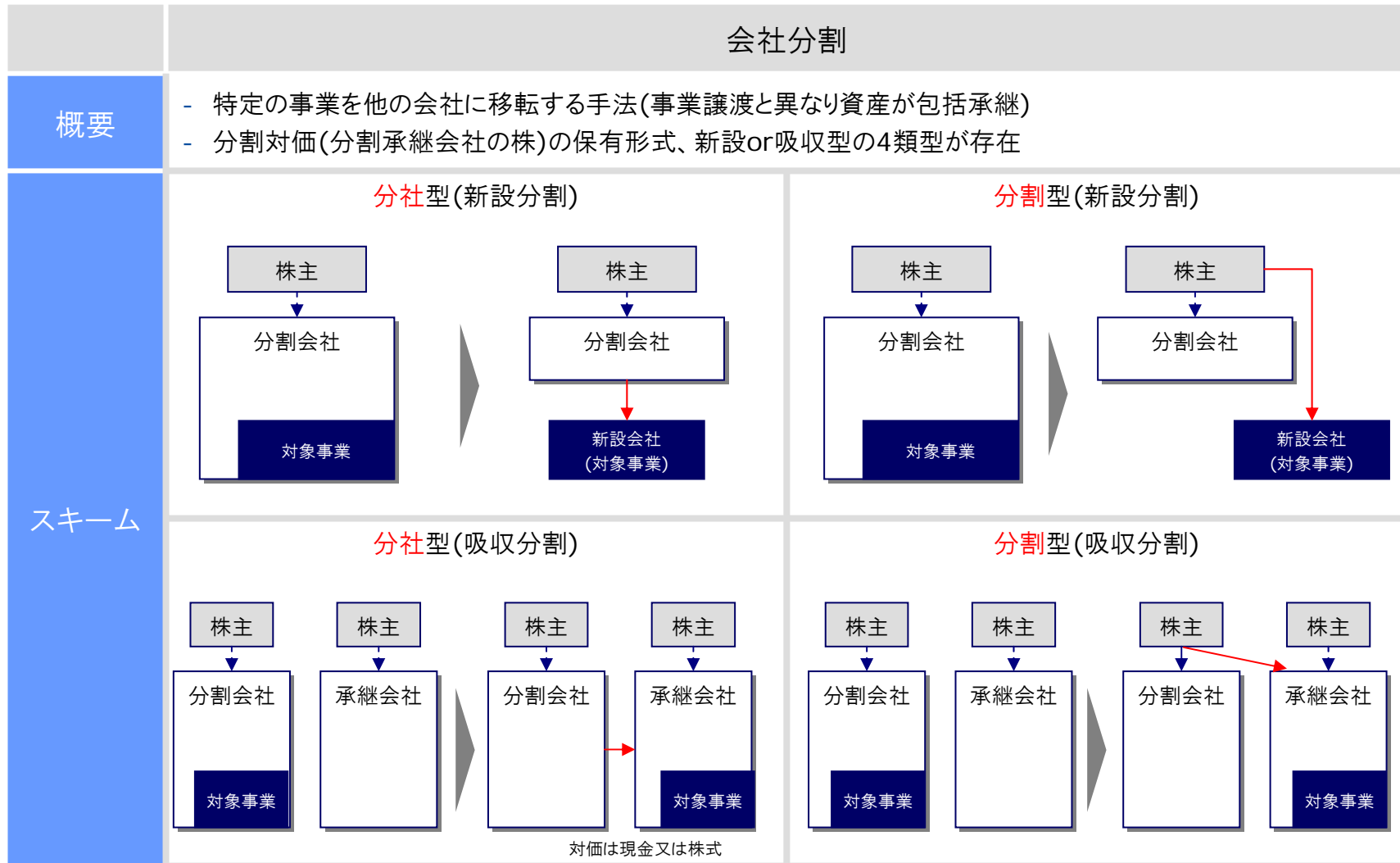
株式取得&事業譲渡

	株式取得	事業譲渡
概要	<ul style="list-style-type: none"> - 対象会社の株式を取得 (既存株取得or新株割当など) 	<ul style="list-style-type: none"> - 一定の目的のために組織化され、一体として機能する財産を譲渡 - 取引法上の行為として資産などを特定承継
スキーム	 <p>The diagram illustrates the share acquisition process. A box labeled '株式取得会社' (Share Acquisition Company) has an arrow labeled '株式取得(相対・TOB)' pointing to a box labeled '株主' (Shareholder). Another arrow labeled '第三者割当増資' (Third-party allotment of new shares) points from the '株式取得会社' to a box labeled '対象会社' (Target Company). A vertical arrow also points from the '株主' box down to the '対象会社' box.</p>	 <p>The diagram illustrates the business transfer process. A box labeled '株主' (Shareholder) has an arrow pointing down to a box labeled '譲渡会社' (Transferor Company). Inside the '譲渡会社' box is a smaller box labeled 'A事業' (Business A). An arrow labeled '対価の支払' (Payment of consideration) points from the '譲渡会社' to a box labeled '取得会社' (Acquirer Company). A thick grey arrow points from the 'A事業' box back to the '取得会社' box, indicating the transfer of the business.</p>

合併

	合併(吸収合併)
概要	<ul style="list-style-type: none">- 当事会社の一方(吸収合併)又は両社(新設合併)が解散し、解散会社の権利義務の全部が存続会社又は新設会社に包括承継- 存続会社の株式(又は現金等)を消滅会社株主に交付
スキーム	<p>The diagram illustrates the absorption merger process. It starts with two separate companies, each with its own shareholders (株主). These companies are labeled as '(合併法人) 存続会社' (Surviving Company) and '(合併法人) 消滅会社' (Dissolving Company). An arrow points to the next stage where the shareholders of both companies are now shareholders of a single '存続会社' (Surviving Company). Text below explains that the surviving company inherits all rights and obligations of the dissolving company, and the dissolving company automatically dissolves.</p> <p>新設合併は登録免許税等のコスト面や許認可取得の点などから実務上、ほとんど利用されておらず (図は吸収合併を例示)</p>

会社分割



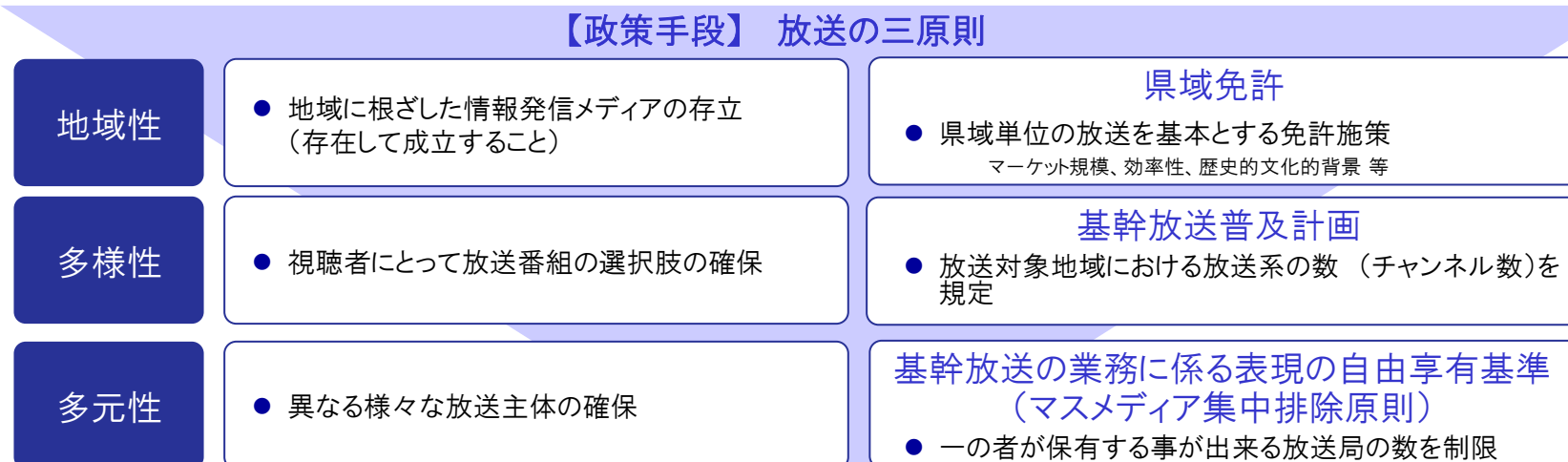
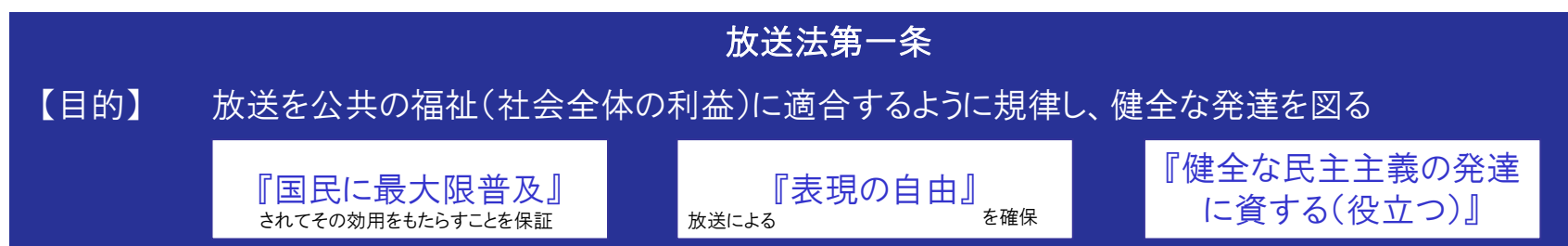
株式交換 & 移転

	株式交換	株式移転
概要	<ul style="list-style-type: none"> - 株式会社(株式交換完全子法人)が発行済株式の全部を他の株式会社(株式交換完全親法人)に取得させる手法 - 結果、100%の親子関係を構築 	<ul style="list-style-type: none"> - 1または2以上の株式会社(株式移転完全子法人)が、その発行済株式の全部を新たに設立する株式会社(株式移転完全親法人)に取得させる手法 - 結果、100%の親子関係を構築
スキーム	<p>*1 株式交換対価として、A社は新株発行の他、自己株・Cashの利用も可能</p>	

放送政策の基本構造と顕在化する課題 1/2

- ▶ 従来の放送政策は十分に機能、テレビ広告市場は世界第二位の市場に
- ▶ 放送市場の成熟化に伴い、事業者のサステナビリティ(事業継続性)低下が懸念される状況下、経営の合理化等に早期かつ積極的に取り組もうとする事業者が取り組みにくい状況が顕在化

- 放送政策の基本構造 -



全国的普及(義務付けられている) = NHK 原則として地域社会を基盤として普及 = 民間基幹放送事業者

放送市場の成熟化

放送政策の基本構造と顕在化する課題 2/2

▶ 「経営の合理化」と「多元性の担保」は両立しない

- ◆ 各種特例(ラジオ4波特例、認定放送持株会社制度特例等)にて対応
- ◆ 異なる地域同士の再編に関する特例が中心であるが、再編後のコストメリットが十分に享受出来ず

- 顕在化する課題と今後の論点 -

	地域性(県域免許)	多様性(基幹放送普及計画)	多元性(マス排)
従来の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に根ざした情報発信メディアの存立 	<ul style="list-style-type: none"> ● 視聴者にとって放送番組の選択肢確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 異なる様々な放送主体の確保
顕在化する課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化的地域と県域のズレ ● 消費者ニーズの変化 ● 全国ネットワーク方式と系列局の自主制作比率バランス 	<ul style="list-style-type: none"> (チャンネル数増加により、放送番組の選択肢は増加) ● 視聴率中心のビジネスモデルの硬直化による番組の均質化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「経営の合理化」と「多元性の担保」とが両立しない
現状の対応策(従来の対応策)	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市部は広域圏免許で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな基幹放送メディア(新規BS放送、東経110度等)の創出→競争の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● マスメディア集中排除原則の特例対応(ラジオ4波特例、認定放送持株会社制度特例等)
今後の論点	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方行政の有り方(道州制等)の議論に影響を受ける可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争促進により、一部の事業者のサステナビリティ(事業継続性)低下 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に異なる地域同士の再編においてメリットが享受出来る仕組み作り

今後の放送政策に関する論点整理

▶ 再編後のコストメリットを十分に享受出来る制度の必要性

- 今後の放送政策に関する論点整理と新たな制度(案)-

論点

異なる地域の事業者同士の再編において十分なコストメリットが享受出来ない

理由

1. 地域性(県域免許)、多様性(チャンネル数)を維持する必要性
 - i. 各県毎の置局を維持
2. 各事業者の放送対象地域で異なる放送番組を送出する必要性
 - i. 番組制作費は削減されず

新たな制度(案)

従来の放送政策の基本構造を維持しながら、経営の合理化に取り組もうとする放送事業者が事業再編をより柔軟かつ円滑に行うことを可能とする新たな制度を制定

1. マスメディア集中排除原則の特例とする
2. 経営の合理化に取り組もうとしている放送事業者のみに適用
 - i. 産活法のように事業計画による認定等をイメージ
 - ii. 放送対象地域は不変(地域性)、チャンネル数(多様性)は維持
3. 異なる放送対象地域間で同一の放送番組を放送することを可能とする
 - i. 効率的な置局(スピルオーバーの活用)
 - ii. 番組制作費は削減
 - iii. マスター設備の統合
 - iv. 広告市場の拡大

(ご参考)再編によるコストメリット (弊行理解)

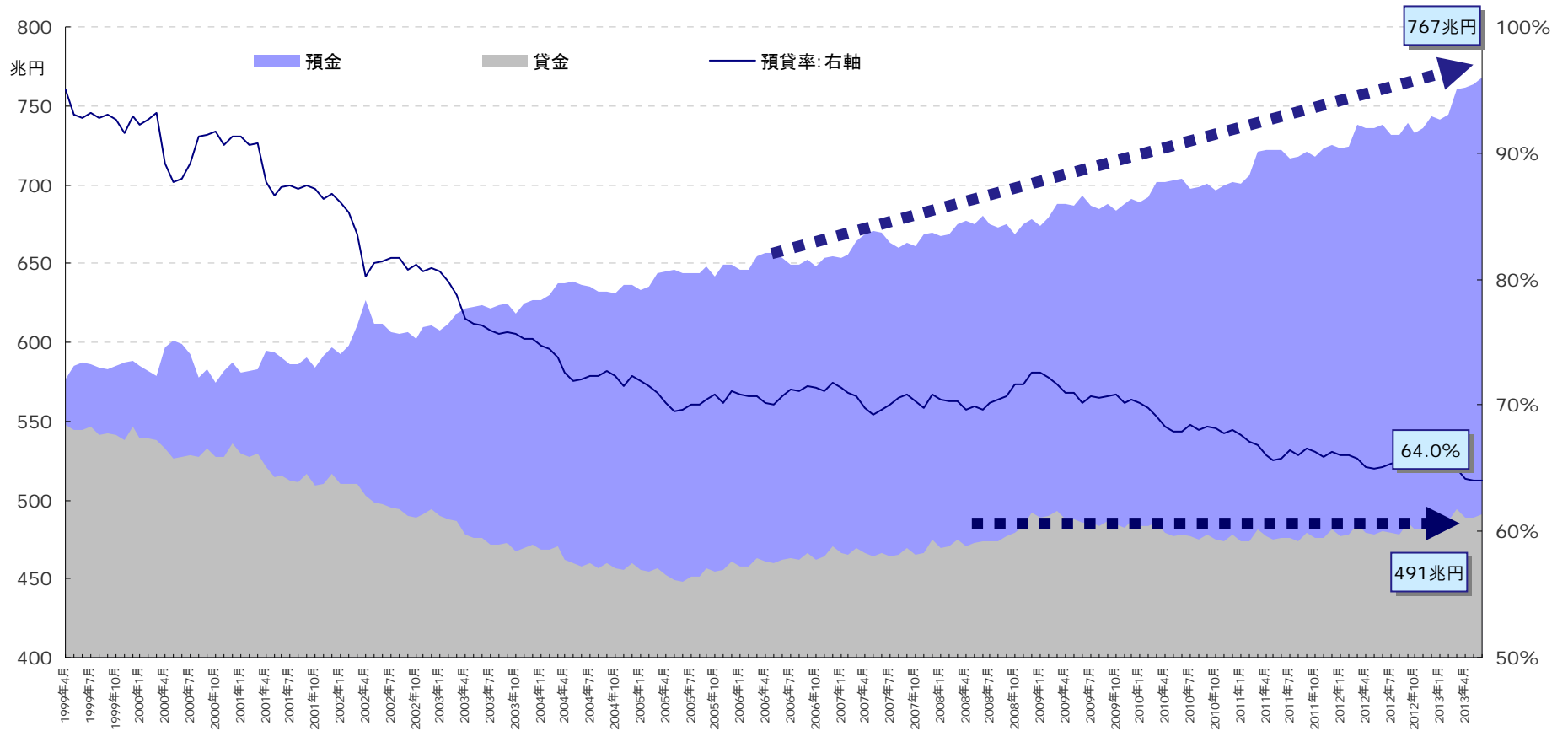
- ▶ 経営の合理化に取り組もうとする事業者が、再編後のコストメリットを十分に享受出来る制度の必要性

- 再編によるコストメリット(弊行理解)-

	現在				新たな制度(案)			
	テレビ	○	ラジオ	○	テレビ	○	ラジオ	○
放送対象地域外	番組制作コスト		×		番組制作コスト			○
	置局効率化		×		置局効率化			○
	マスター統合		×		マスター統合			○
	スピルオーバー活用		×		スピルオーバー活用			○
		テレビ	×	ラジオ	○	テレビ	○	ラジオ
放送対象地域内	番組制作コスト		×		番組制作コスト			×
	置局効率化		○		置局効率化			○
	マスター統合		○		マスター統合			○
	スピルオーバー活用		N.A.		スピルオーバー活用			N.A.
		テレビ	×	ラジオ	○	テレビ	○	ラジオ

Appendix. その他ご参考資料

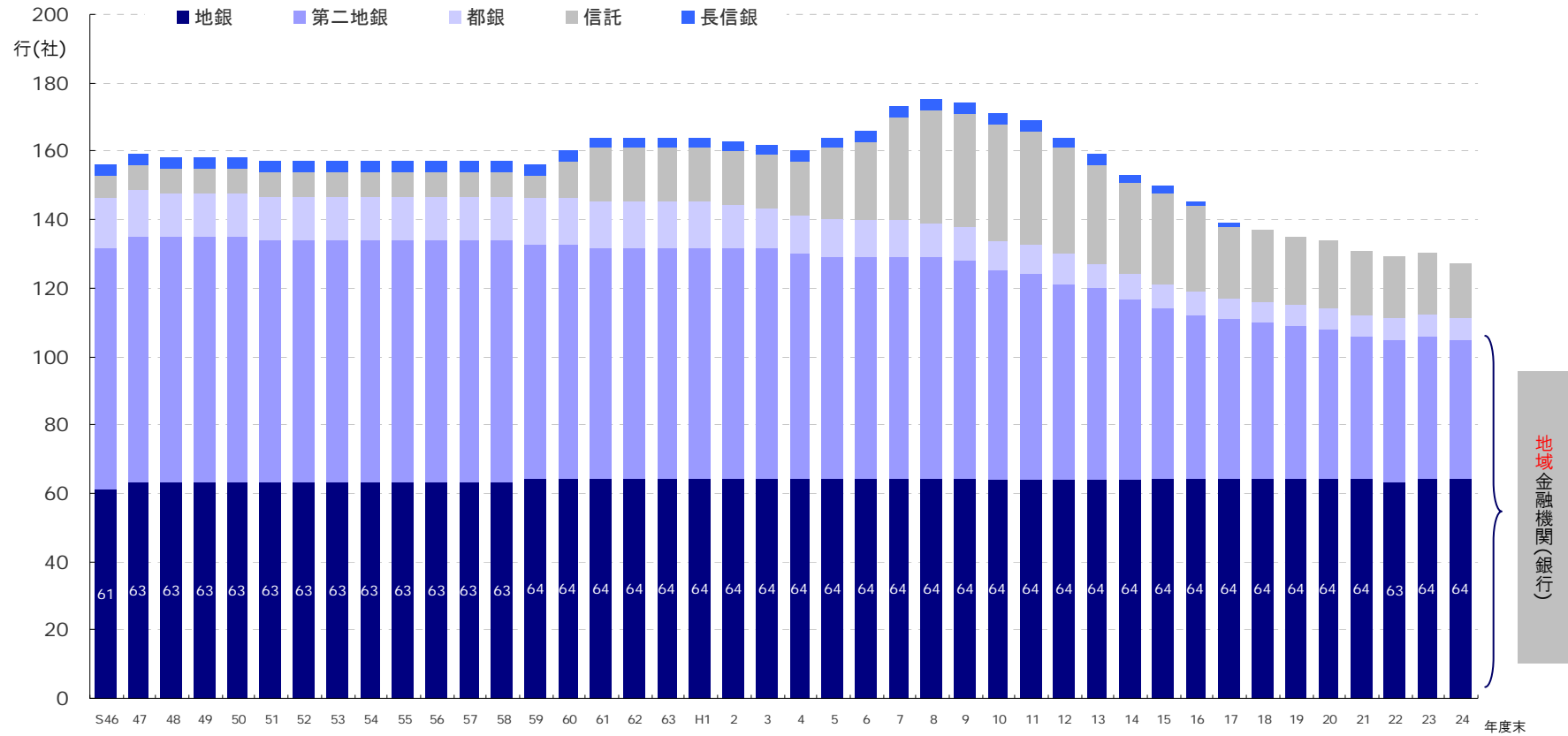
伸びない国内貸出市場



*1 預金&貸出金ともに、国内銀行+信用金庫+在日外資銀行の合計値(銀行勘定のみ&末残基準) *2 預貸率: 貸出金÷預金

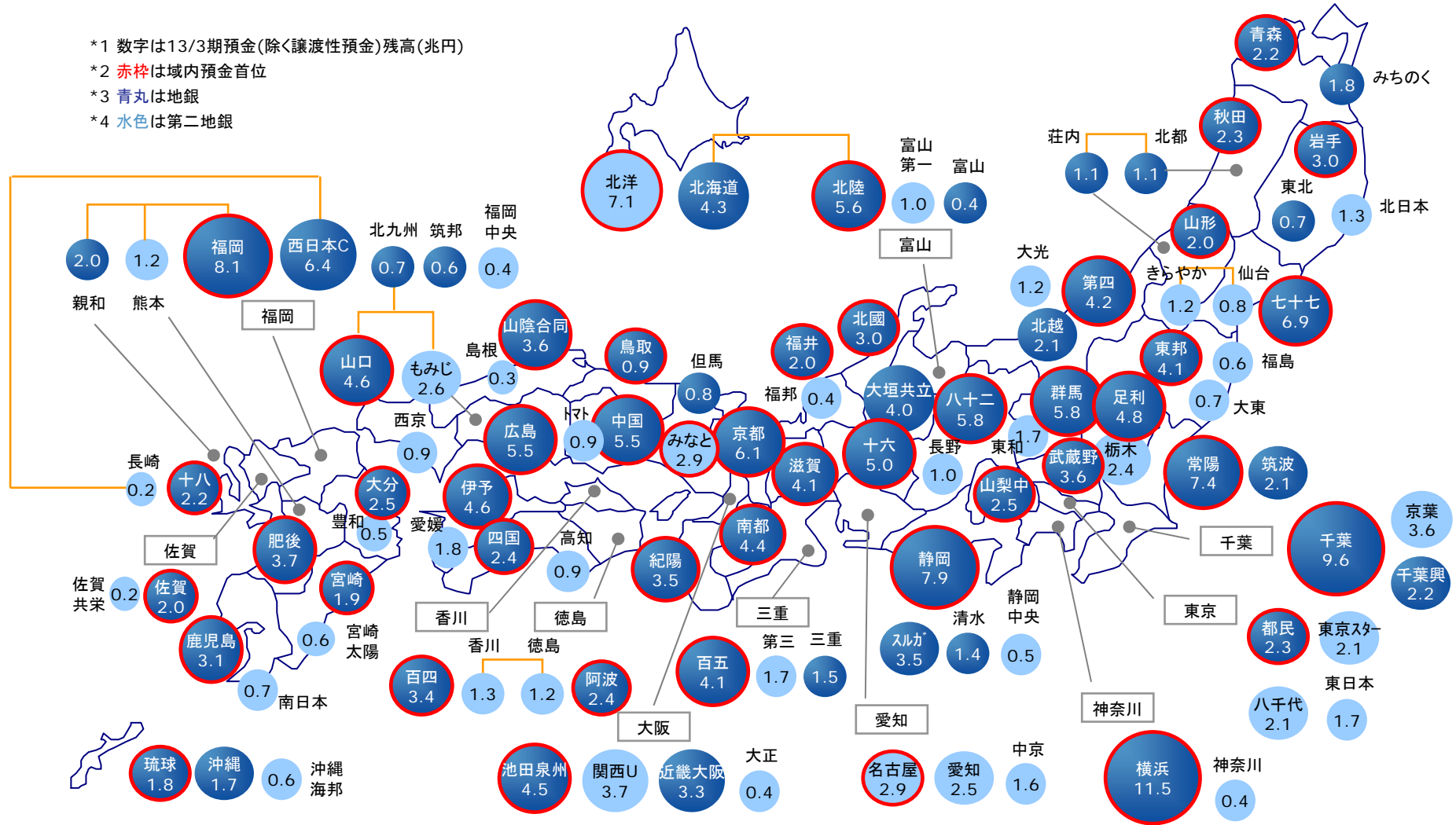
減らないPlayer

▶ 特に、地方銀行



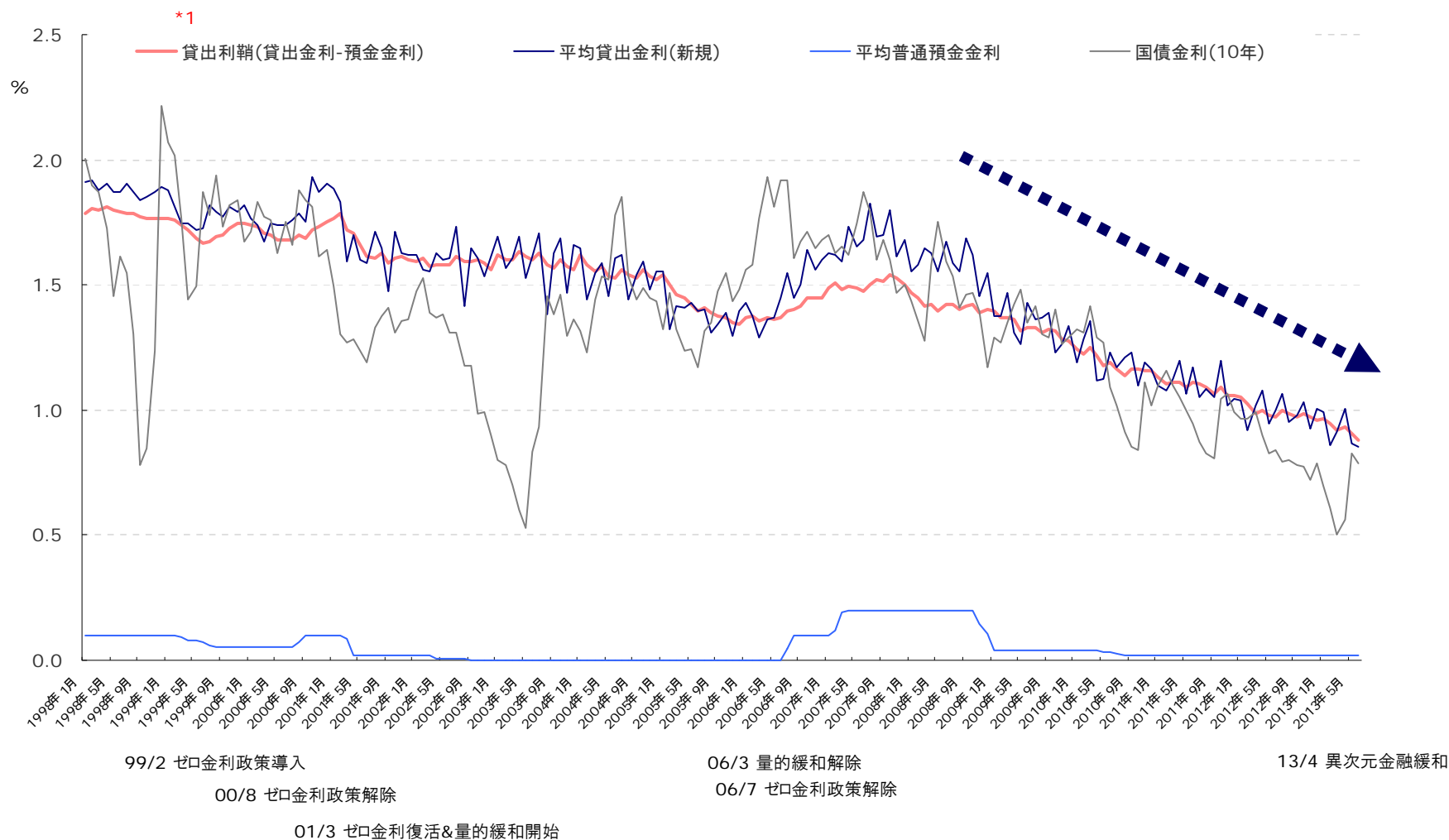
舞めきあう構図 - 地域銀行105行 -

- *1 数字は13/3期預金(除く譲渡性預金)残高(兆円)
- *2 赤枠は域内預金首位
- *3 青丸は地銀
- *4 水色は第二地銀



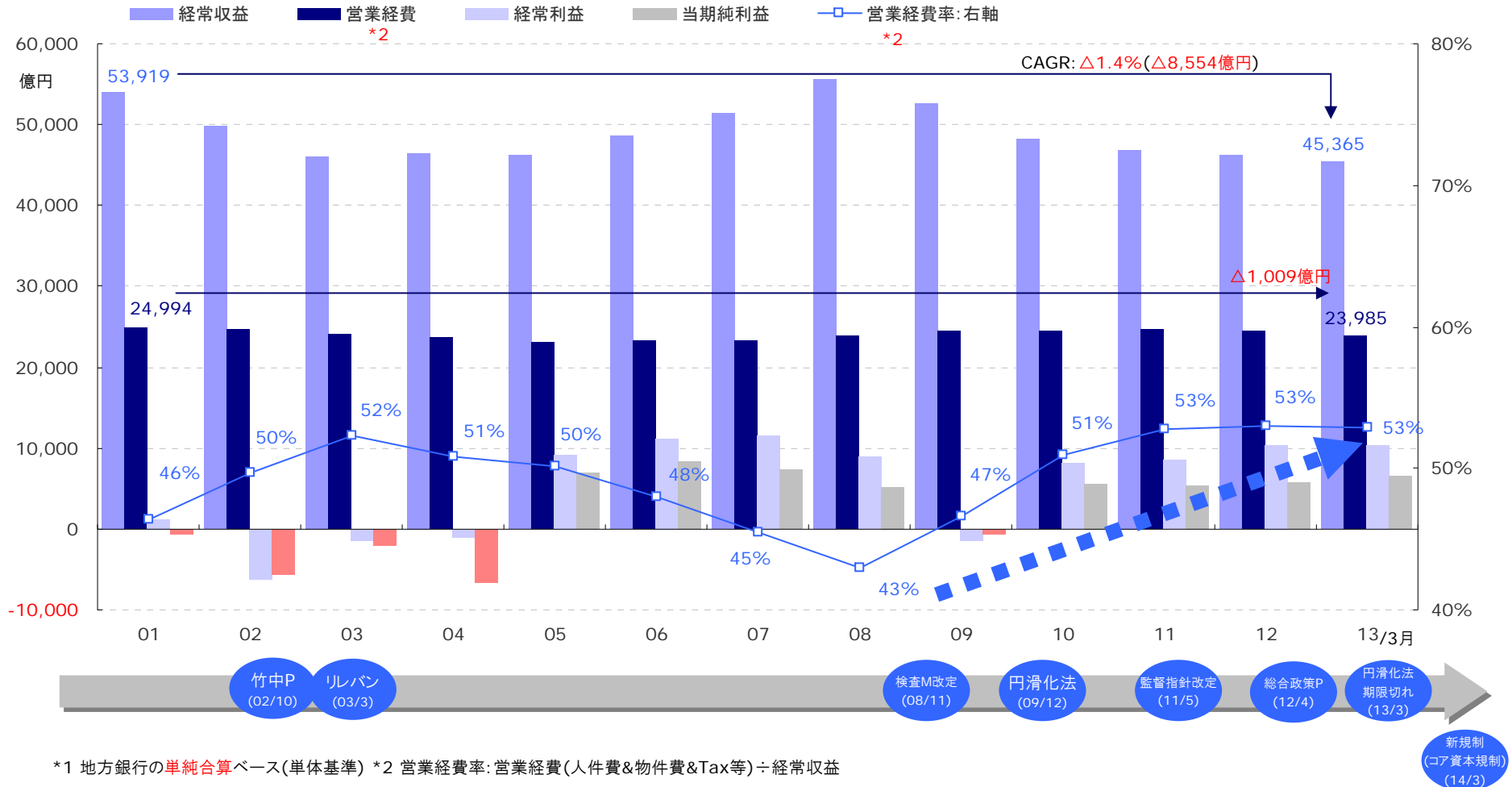
低下する貸出金利&利鞘

▶ 伸びない市場⇒犇めきあうPlayer⇒限られた**需要の奪い合い**⇒**利鞘の低下**



Topライン収益縮減⇒高止まりするCost - 地銀合計 -

- PL推移(地銀合算) -



地域金融機関を取り巻く外部環境の変化

- 主な再編のトリガー&事案 - *2

90年代後半
~00年代初頭

主として外部要因

- BIS I 規制導入 *1
- 金融検査マニュアル公表&金融再生プログラム (所謂、竹中プラン⇒不良債権処理厳格化)
- ペイオフ解禁(02年定期・05年普通)

- 福岡シティ⇔長崎
- 親和⇔九州
- 関東⇔つくば
- 西日本⇔福岡シティ
- 広島総合⇔せとうち
- 関西⇔関西さわやか
- 北陸⇔北海道

04年頃~12年

主として個別行経営戦略(内部要因)>外部要因

- 大規模地域銀行の経営基盤強化 (+経営難に陥った小規模行の救済)
- 小規模行の経営統合による生き残り
- BIS II 規制導入
- 金融検査マニュアル改定(実抜計画)&円滑化法導入

- 殖産⇔山形あわせ
- 紀陽⇔和歌山
- 山口⇔もみじ
- 西日本シティ⇔豊和
- 福岡⇔熊本ファミリー
- 福岡⇔親和
- 池田⇔泉州
- 荘内⇔北都
- 関西アーバン⇔びわこ
- 関東つくば⇔茨城
- 香川⇔徳島
- 十六⇔岐阜
- きらやか⇔仙台

今後

内部要因+外部要因

- 地域経済(人口動態都市圏集中・地域GDP低迷)
- 顧客動向(企業活動広域&グローバル化、資産運用ニーズ多様化&高度化、預金減少等)
- 競争環境(広域営業、道州制、新業態銀行台頭)
- 金融市場(国債収支依存の限界、金利リスク)
- 規制その他(円滑化期限切れ・BIS III 導入・監督方針の見直し等)

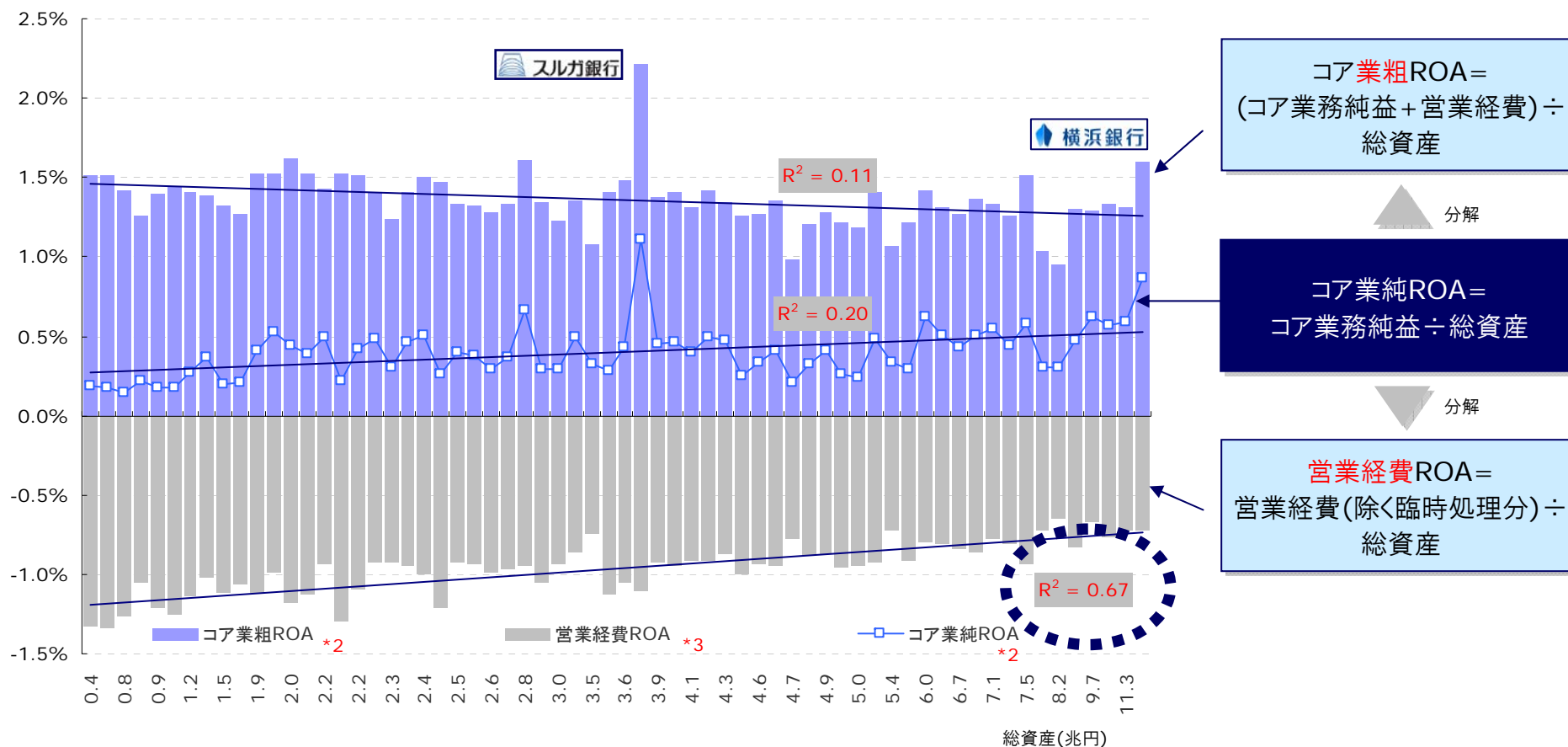


*1 国際基準導入は93年。国内基準行(≒地銀等)への導入は早期健全化措置とあわせて98年より *2 事案は地域金融機関同士の経営統合等を記載

規模の優位性に関する検証 - 地銀64行 -

▶ 規模拡大⇒資産効率性の向上⇒主なドライバーは「**Cost効果**」

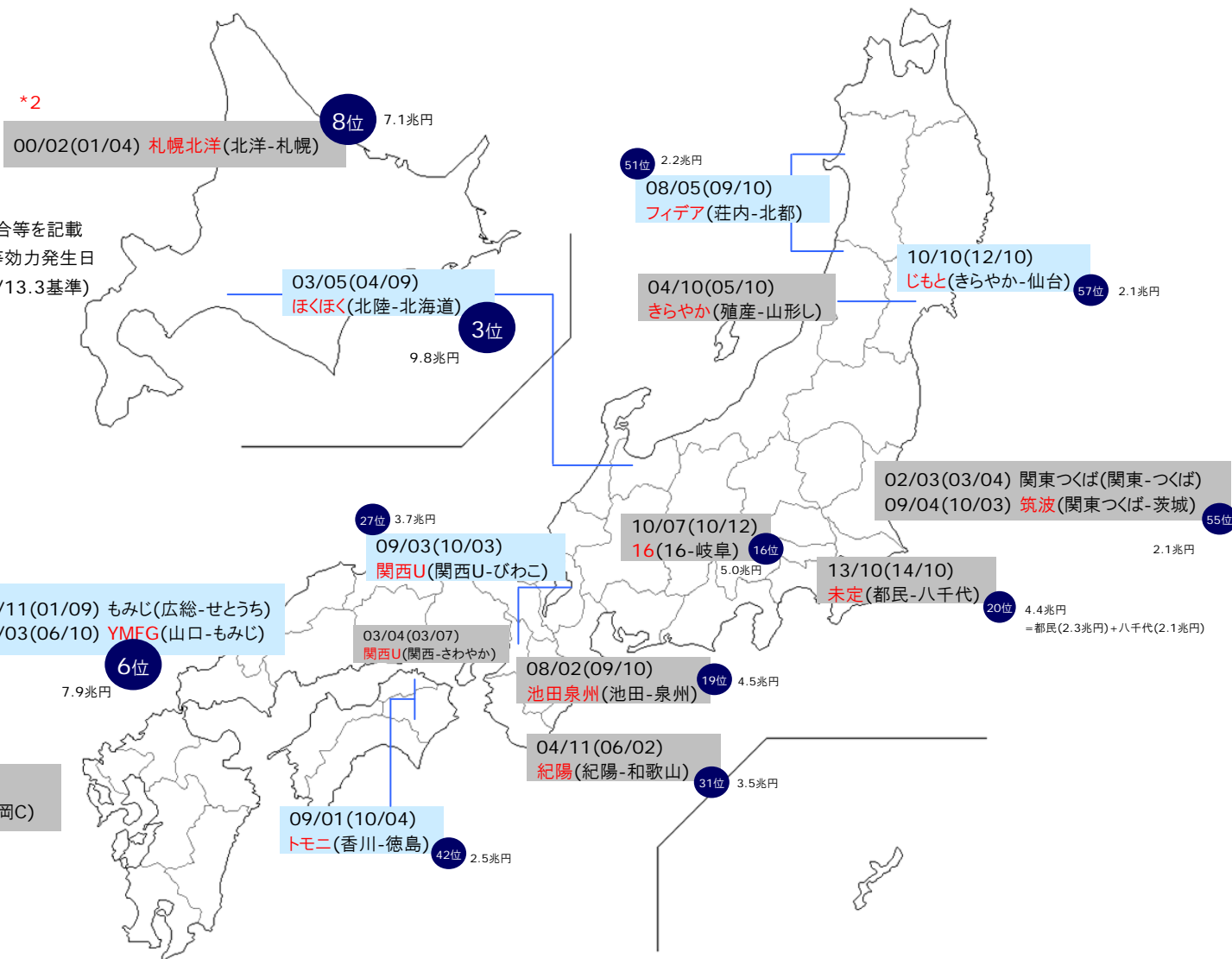
- 規模と資産効率の関係(地銀64行) -



*1 2013.3期&地銀単体基準 *2 コア業純=実質業純-債券関係損益 コア業粗=コア業純+営業経費 *3 営業経費は臨時処理分を除く

域内&域外再編

- *1 00年以降公表の地銀&第二地銀の経営統合等を記載
- *2 日付は統合等公表日。()日付は経営統合等効力発生日
- *3 G連結普通預金規模&順位(96グループ中/13.3基準)
⇒都民&八千代は暫定(単純合算)
- *4 = 域外再編 = 域内再編



産業競争力強化法(仮称)検討の背景と方向性

- ▶ 日本経済が有する3つの歪み(過少投資/過剰規制/過当競争)を是正すべく、3つのポイント(民間投資拡大/新市場開拓/事業再編促進)を促す政策パッケージ(仮称:産業競争力強化法)を検討

問題意識

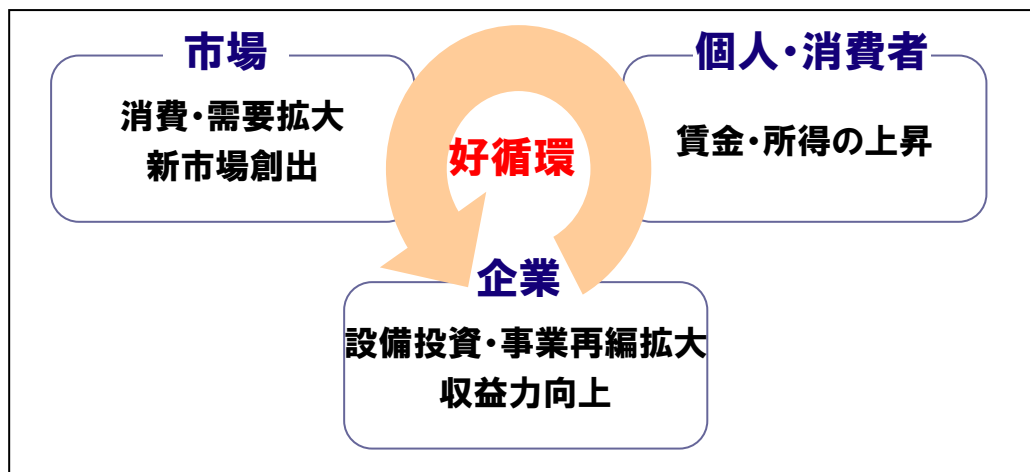
— 3つの歪みの解消によりデフレの悪循環を解消 —

3つの歪み

- 過少投資
- 過剰規制
- 過当競争 (過剰設備)

好循環への3つのポイント

- 民間投資の拡大
- 新市場の開拓 (規制改革/新事業投資促進)
- 事業再編の促進



産業競争力強化法(仮称)の方向性

政策パッケージの方向性

1. 民間投資(設備・R&D)の拡大

- 生産設備の更新・新規投資に対する税制措置
- リース活用による新規設備促進
- クリーンエネルギー・ファイナンス制度創設

2. 新市場の開拓(規制改革/投資促進)

- 公的分野での適法性確認・認定制度の創設 (グレーゾーンの明確化)
- 新事業創出に向けた税制措置
- 創業支援(個人保証負担軽減/支援チーム創設)

3. 事業再編の促進

- 収益力向上への経営計画の後押し、過剰供給構造にある分野の再編を促す税制措置・金融支援
- コーポレートガバナンス強化

法案提出時期

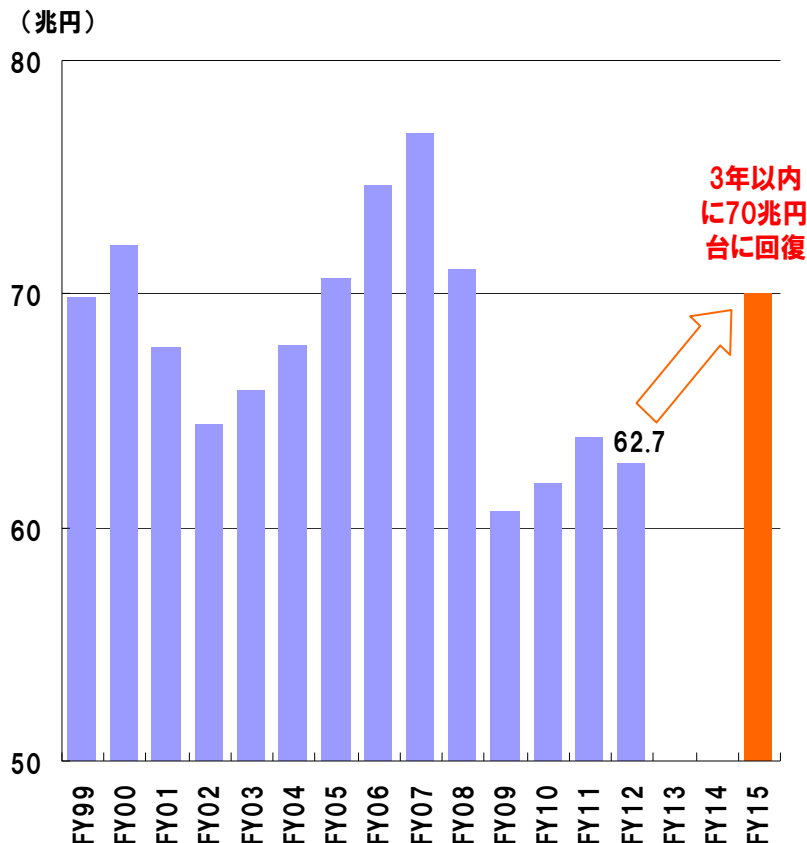
2013年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出

産業競争力強化法(仮称)概観①:設備投資減税

- ▶ リーマンショック以降停滞している設備投資の回復に向け、税制面の支援制度を創設へ
 - ◆ 生産性向上を促す設備投資(機械装置、ソフトウェア等)について、即時償却、又は税額控除の実施を検討

国内設備投資動向、及び設備投資減税(案)の概要

民間企業設備投資額推移、及びKPI



生産性向上を促す設備投資促進税制の創設(経済産業省案)

目的

- ▶ 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善により、製造業・非製造業の生産性向上を図る

対象設備

- ▶ 先端的な「機械・装置」に加え、生産性向上に資する「ソフトウェア」、「器具・備品」、生産ラインやオペレーションと一体となった「建物」等も対象に

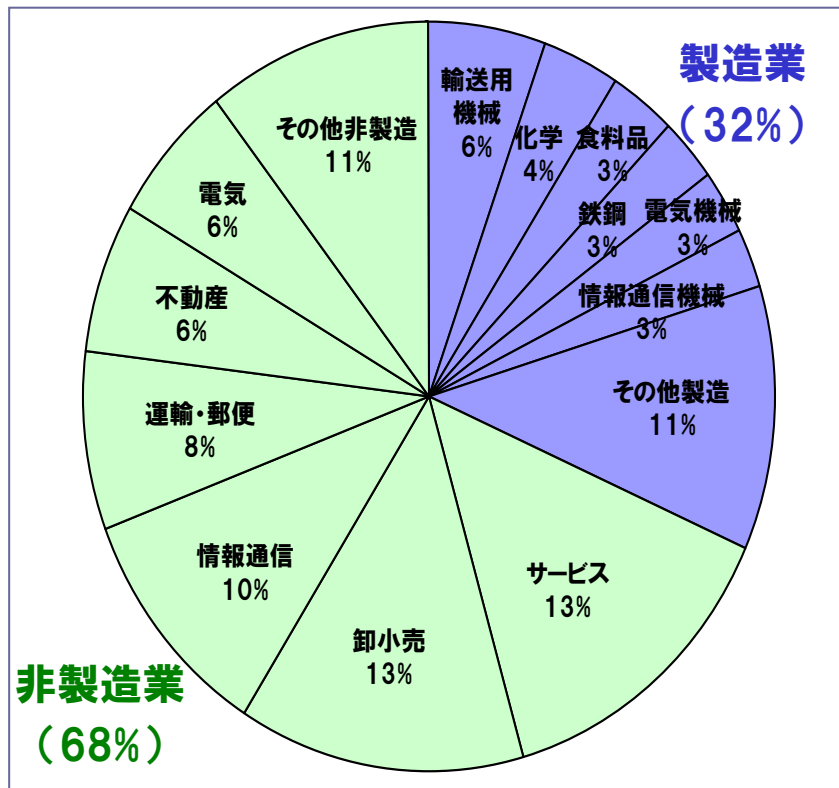
対象設備

- ▶ 即時償却 又は 税額控除(中小企業には上乘せ)等

産業競争力強化法(仮称)概観①:設備投資減税

- ▶ 設備投資の約7割を占める非製造業の投資促進を促すことが重要
 - ◆ 非製造業の主要投資項目であるソフトウェア投資、建物等が対象に入るか否かは一つのポイント
- ▶ 設備投資減税はあくまで、企業の投資判断の最後の一押し(需要がなければ投資をしない)
 - ◆ 同施策単体では効果は限定的。民間需要の創出を促す取組とセットで検討する必要

2012年度 業種別民間設備投資比率



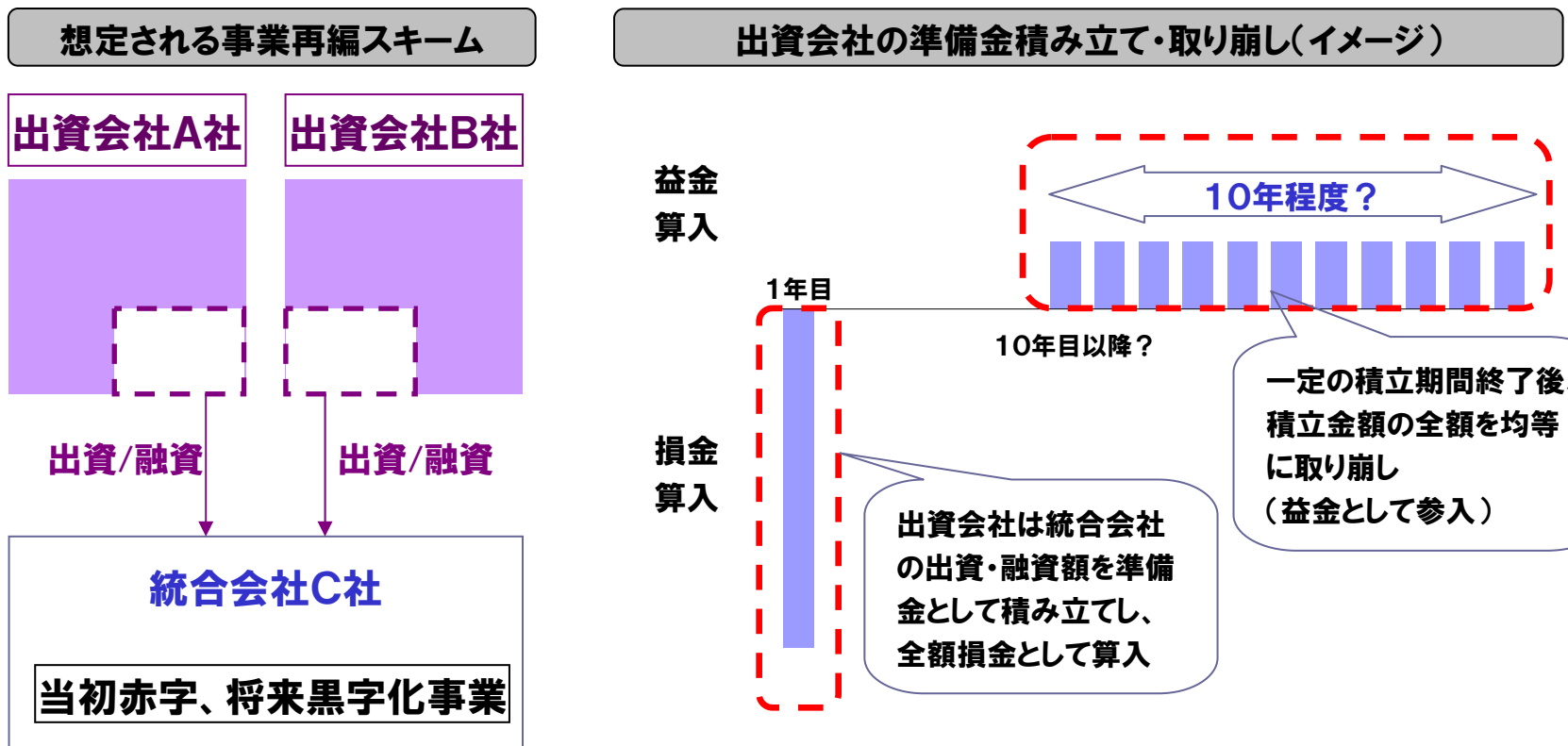
2013年度 業種別民間設備投資計画(6月調査)

	2013年度設備投資計画(前年度比)		
		上期	下期
全産業	+5.3	+11.7	+0.0
製造業	+8.3	+12.2	+4.7
非製造業	+3.6	+11.4	+0.4

産業競争力強化法(仮称)概観②:事業再編税制

- ▶ 事業再編促進に向け、分社した統合会社への出資・融資額を準備金積立(損金算入)する税制措置を検討
 - ◆ 黒字企業で、再編が必要な赤字事業部門等を抱えているケース等が想定
- ▶ 措置の対象となる出資会社は産業競争力強化法(仮称)において認定される方向で検討
 - ◆ 期待される産業分野としては、①設備統合等により稼働率改善・コスト競争力強化が図られうる産業(エチレン設備、電炉・・・)、②収益化に時間のかかる次世代産業分野(再生医療、パワエレ・・・)などが想定

準備金積立の損金算入による事業再編促進税制(イメージ)



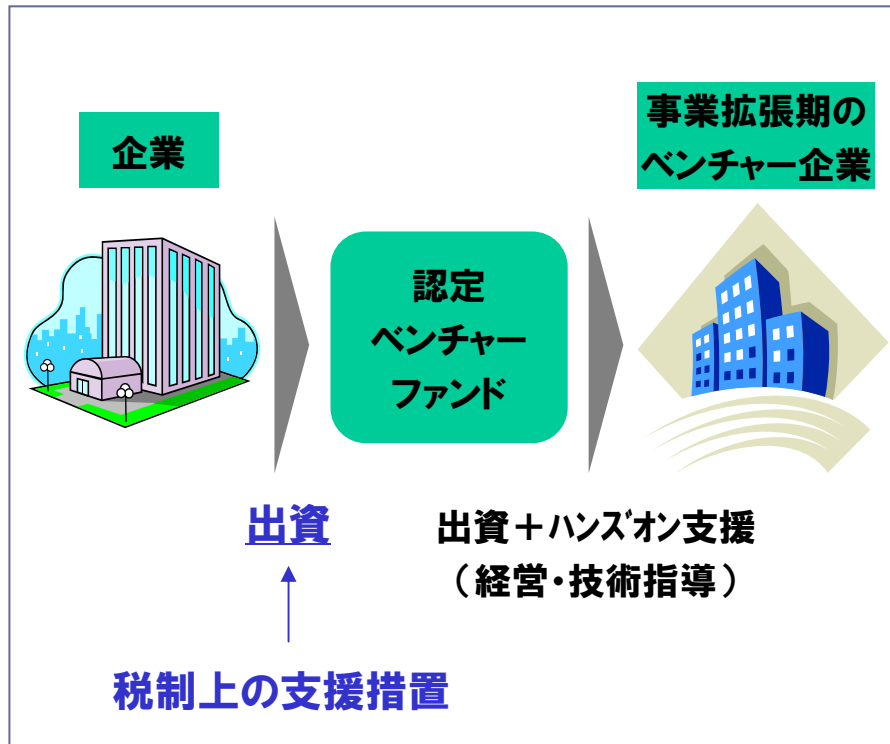
(出所)経済産業省「平成26年度税制改正に関する経済産業省要望」、及び各種報道等よりみずほ銀行産業調査部作成

産業競争力強化法(仮称)概観③:ベンチャー投資促進税制

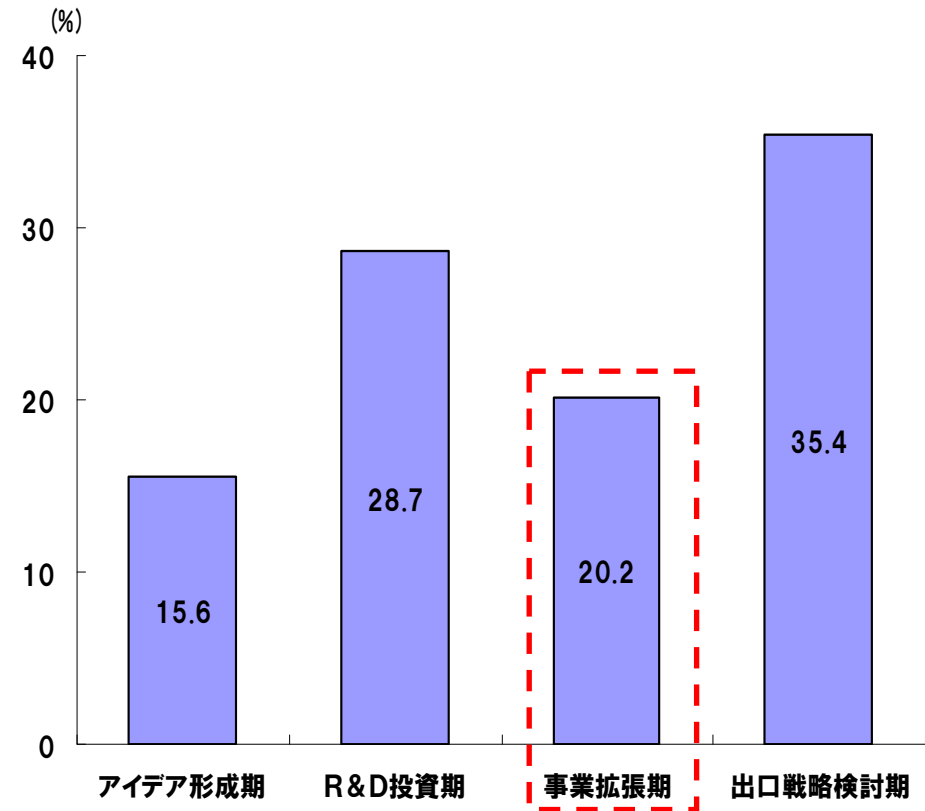
▶ 経営・技術指導を行うベンチャーファンドへ出資する企業への税制上の支援措置を検討

- ◆ 事業拡大に向け資金調達が必要となる、事業拡大期のベンチャーに出資するベンチャーファンド・事業会社への支援が主な狙い

ベンチャー投資促進税制(イメージ)

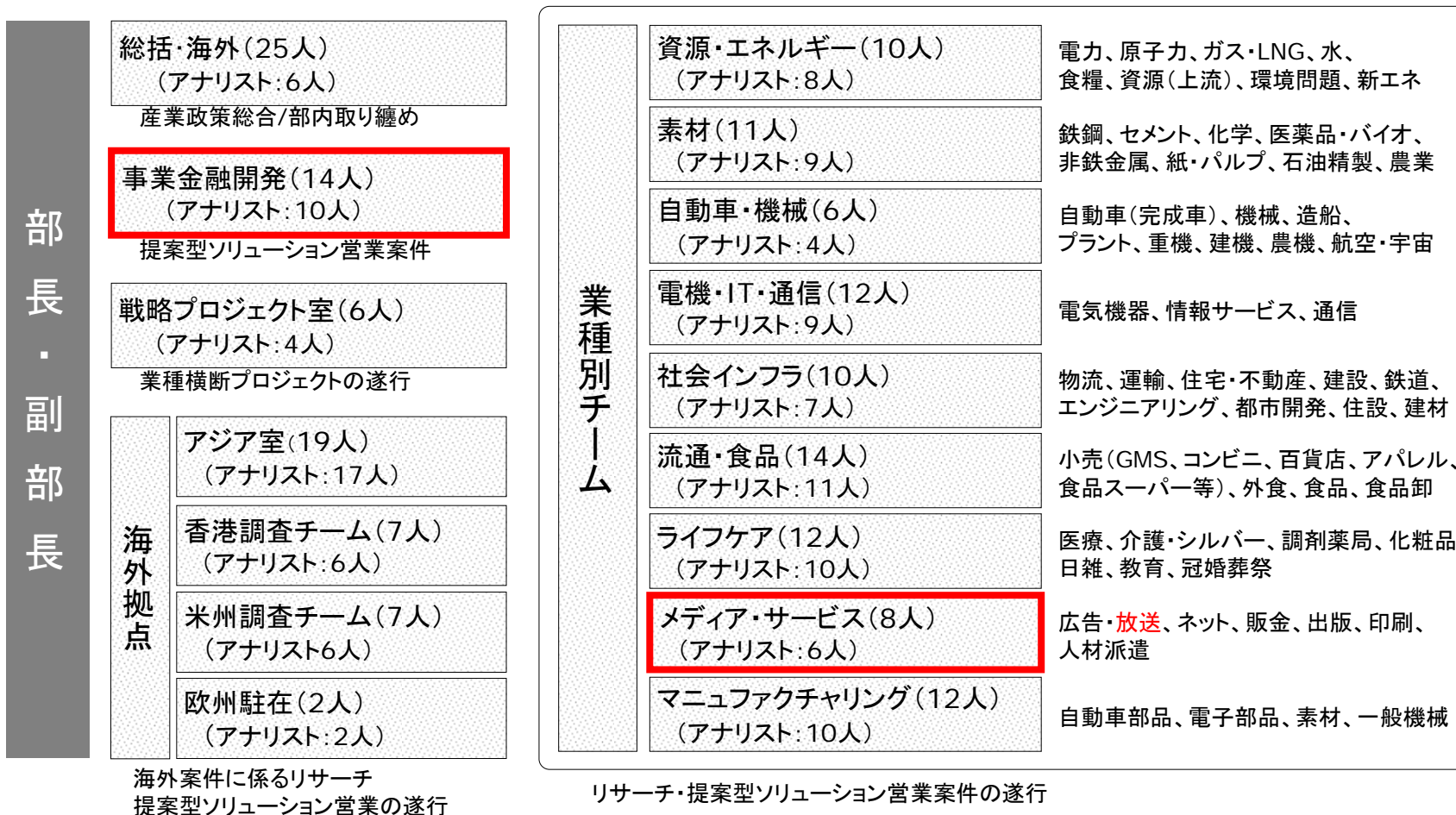


日本におけるベンチャー企業投資のステージ別比率(2011年)



みずほ銀行産業調査部の組織体制

- ▶ チーム数: 16チーム(業種チーム: 9チーム、総括、事金、戦プロ、海外: 4チーム(5拠点))
- ▶ 総員数: 186人(うちアナリスト: 125人) ※総員数には外部への出向者: 8人を含む



(注)人数は2013年7月1日現在

Disclaimer

© 2013 株式会社みずほ銀行

本資料は、貴社とのディスカッションを目的として作成されたものであり、本資料に記載された諸条件は仮定に基づくとともに、本資料に含まれる情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。または、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性を表明するものではありません。今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その仮定やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には、本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承ください。

また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。本資料に記載されるスキームにつきましては、そのリスクを十分ご理解の上、貴社ご自身の判断でご成約ください。法務・会計・税務上の取扱いについては、それぞれ、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家に別途ご相談ください。弊行は、別途契約の締結などを行わない限り、貴社の顧問として何らかの取引助言を行うものではありません。

なお、本資料に記載されるスキームの実施にあたっては、融資等の実行を前提とするものではありません。